

平成28年度第5回
「2020年東京オリンピック・パラリンピック
環境アセスメント評価委員会」

速 記 録

平成28年6月23日（木）

都庁第二本庁舎31階特別会議室21

(午前9時59分開会)

○川道オリパラアセスメント担当課長 皆様、おはようございます。

今、委員の皆様そろわれておりまして、ただ、中杉委員が所用でちょっと席を外されているのですが、「先に始めてください」ということですので始めさせていただきます。

本日はお忙しい中、委員の皆様には御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまから、平成28年度第5回「2020年東京オリンピック・パラリンピック環境アセスメント評価委員会」を開催いたします。

初めに、評価委員会を公開で行うことにつきまして、平成25年12月の評価委員会で既に御了承いただいておりますので、本評価委員会は公開とさせていただきます。

傍聴の方は、途中退席されても結構です。なお、御発言等は御遠慮いただきますようお願いいたします。

本日は、会議次第にございますとおり、議事1としまして、馬事公苑につきまして6月16日に調査計画書を公表しまして、現在、意見募集を行ってございますので、調査計画書の意見聴取をお願いいたします。

なお、調査計画書手続は、平成26年3月に全ての施設を一括して既に行ってございますけれども、そのときには、馬術競技につきまして江東区の夢の島競技場で開催される予定でございました。その後、会場計画の見直しがございましたので、馬術競技の会場が馬事公苑となりましたことを受けまして、改めて馬事公苑について調査計画書の手続をやり直すものでございます。

議事2につきましては、2月に意見聴取させていただきました海の森水上競技場につきまして、評価書案の項目別審議をお願いいたします。

また、本日、議事3「その他」としまして、オリンピック・パラリンピックの呼び方が整理されたということでございますので、それに伴う指針と委員会の設置要綱の一部の改定がございますので、この報告をさせていただきます。

それでは、ここからは、会長に進行をお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

○柳会長 分かりました。

早速ですが、議事に従って進めてまいります。

議事1「馬事公苑について」調査計画書に係る意見聴取です。

事務局から説明をお願いいたします。

○川道オリパラアセスメント担当課長 6月16日付で、アセス実施者でありますオリンピック・パラリンピック準備局長より環境局長宛てに馬事公苑の調査計画書の送付を受けましたので、本日意見聴取の手続に入るものでございます。

お手元の資料2をご覧ください。東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階環境影響評価調査計画書（馬事公苑）に係る審議をお願いするものでございます。

通常の審議ですと、諮問に該当するものでございます。

それでは、お手元の資料2を読み上げさせていただきます。

28環総政第357号

平成28年6月23日

2020年東京オリンピック・パラリンピック

環境アセスメント評価委員会

会長 柳 憲一郎 殿

東京都 環境局長

遠藤 雅彦

「2020年東京オリンピック・パラリンピック環境アセスメント指針（実施段階環境アセスメント及びフォローアップ編）」（25環都環第505号 環境局長決定）の規定に基づき、2020年東京オリンピック・パラリンピック環境アセスメント評価委員会に下記事項について意見聴取する。

記

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会

実施段階環境影響評価調査計画書（馬事公苑）

以上、よろしくをお願いいたします。

それでは、馬事公苑調査計画書につきまして、オリンピック・パラリンピック準備局から説明いたします。

なお、調査計画書の審議につきましては、次回以降の委員会でお見せしたいと考えてございます。

○臼井施設調整担当課長 それでは、私から馬事公苑の調査計画書について説明させていただきます。

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の馬術競技につきましては、立候補フ

イル時点で、クロスカントリーを除きまして、江東区の夢の島競技場に仮設の会場を整備する計画としておりました。

その後、既存施設活用の観点から馬事公苑への会場変更の検討がなされまして、施設所有者である日本中央競馬会や国際競技連盟との協議を踏まえまして、最終的に平成27年2月のICO理事会において、夢の島競技場から馬事公苑への会場変更が承認されました。

この会場変更におきまして、今回、馬事公苑における環境影響評価を進めていくに当たりまして、調査計画書を再度作成いたしましたので、諮問させていただきます。

まず、調査計画書の3ページをご覧ください。

表に馬事公苑の概要を表記しておきまして、延床面積約4万8,700㎡、最高高さ約20mの施設が予定されておきまして、工事予定期間は、大会後の再整備も含めまして、平成28年度～平成34年度となっております。

また、大会終了後は、引き続き馬術訓練、馬術競技会、馬事に関する知識の向上など、国内有数の馬事普及の拠点となるとともに、都民の憩いの場となる馬と触れ合える施設として運営されていくことが想定されています。

次に、6ページには計画地周辺の航空写真を掲載しており、計画地は赤い点線で囲んだ部分となっております。

続きまして、10ページには馬事公苑のイメージ図を掲載しており、上のイメージ図は、南西側から見た計画地全体の外観となっており、下の図は、北側正門付近から苑内を見たイメージ図となっております。

また、本調査計画書については、6月16日に環境局長に提出するとともに、同日からホームページで公表し、6月16日～7月5日までの期間で、都民の皆様から御意見の募集を行っています。

それでは、調査計画書の詳細について、引き続き担当から御説明いたします。

○オリパラ準備局 引き続きまして、調査計画書の7ページから御説明させていただきます。

「事業の基本計画」というところで、まずは事業の計画の内容について御説明させていただきます。

7ページの「配置計画」でございます。こちらは、配置計画図を9ページに示させていただいております。9ページで全体の配置計画を示してございまして、エリアといたしまして大きく3つに分かれております。

一番メインの大きなところが、北エリアと示しているところでございます。図面で言うと、

その北エリアの右側が南エリア、一番上のところに公和寮エリアという3つのエリアに分かれております。

戻っていただきまして、7ページの「歩行者動線計画」でございます。こちらの動線計画は、11ページに図面を入れてございます。周辺の鉄道駅といたしましては、計画地の北側に小田急線、計画地の南側に田園都市線、計画地の東側に東急世田谷線という鉄道がそれぞれ走っております。小田急線の経堂駅、千歳船橋駅、田園都市線の桜新町駅、用賀駅、東急世田谷線の上町駅などからのアクセスが考えられます。

7ページの「設備計画」でございます。下水道に放流する計画としてございます。また、現状と同様に馬場散水には井水を利用する計画としておりまして、施設の改修整備に伴いまして、既設井戸の移設を予定しておりますけれども、施設全体としての揚水量としては、現状と同等程度とする計画としてございます。

電力でございますけれども、使用量削減のために、高効率機器の採用等々を行う計画としてございます。

「廃棄物処理計画」につきましては、法令等に基づきまして適切に処理を行う計画としてございます。

8ページの「緑化計画」でございます。こちらは世田谷区にございますので、世田谷区みどりの基本条例に基づきまして緑化を行う計画としてございます。樹木医等の専門家の意見を参考にしながら、将来を見据えた適切な緑環境整備を行うことで、これまで同様、緑に親しめる公苑整備計画としております。

それから、一部ですけれども、倒木の危険があるものや適切な育成環境を保全するために、生育状況に問題のある樹木の間引きを行う計画としております。苑内については、可能な限り既存樹木を残す計画としていたるとともに、一部の樹木は移植を行いつつ、適宜、新植樹木を配植して緑量を確保するほか、草地の広場を設けることで、広域避難場所の機能としても機能できるように緑空間を整備する計画としてございます。

続きまして、12ページの施工計画でございます。

工事といたしましては、東京2020大会前の第1期工事、大会後に第2期工事ということで大きく分かれておるのですけれども、大会前の準備工事、解体工事及び第1期工事につきましては、平成29年1月から平成31年秋までの34カ月を見込む計画としております。大会後の第2期工事の実施時期については、現時点では未定となっております。

13ページの「工事用車両」でございますが、走行ルートにつきましては、15ページをご覧

いただけますでしょうか。

計画地周辺の大きな幹線道路といたしましては、計画地のすぐ北側に世田谷通りが走っております。それから、計画地の西側に環八通り、地図のほうからさらに南側になりますけれども、国道246号などが走っております、それらの幹線道路からアプローチをする計画となっております。

車両の台数といたしましては、ピーク時におきまして、大型車で340台／日、小型車で70台／日、合計410台／日程度と予定しております。

以上が、主な事業の計画の内容でございます。

17ページからが「地域の概況及び社会経済情勢」で、既存資料を用いました文献調査の結果になってございます。主だったところを御紹介させていただきます。

まず、26ページをご覧くださいませでしょうか。計画地周辺の土地利用の状況を示してございます。

土地利用の現況図が27ページの図面になります。計画地そのものは、今、土地利用区分といたしましては、公園、運動場等となっております。周辺につきましては、主に集合住宅、専用住宅、教育文化施設等が立地しているという状況でございます。

続きまして、44ページに用途地域の指定状況を示してございます。

45ページが用途地域の図面になってございまして、計画地周辺につきましては、主に第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域に指定されているといった状況でございます。

46ページ以降が「環境項目」で、大気ですとか騒音ですとか、そういったものの既存資料の調査の結果になってございます。

「大気」につきましては、周辺の常時測定局につきましては、一般局につきましては、二酸化窒素ですとか浮遊粒子状物質ですとか、そういったものが環境基準を達成しているという状況になってございます。

少し飛ばさせていただきます、68ページの「生物・生態系」でございます。

69ページに現存植生図を入れさせていただいております。周辺につきましては、主に世田谷区になりますので、市街地が広がっているという状況でございます、その中に、凡例で言うと50番「緑の多い住宅地」といったものが点在しているという状況でございます。

続きまして、75ページの「景観」でございます。計画地が位置する世田谷区につきましては、多摩川周辺が「東京都景観計画」において景観基本軸として定められている「国分寺崖

線」の区域となっておりますが、計画地周辺につきましては、景観基本軸や景観形成特別地区には指定はされてございません。

「史跡・文化財」でございます。

まず、史跡・文化財の状況が、77ページに図面をつけさせていただいております。計画地の周辺には指定文化財などは存在してございますけれども、計画地の中には文化財はございません。

埋蔵文化財が78ページ、79ページになります。

79ページの図面を見ていただきますと、計画地の周辺には埋蔵文化財が確認されてございますが、計画地の中には確認されていないという状況でございます。

以上のような事業の計画、周辺の地域の概況を踏まえまして、99ページから環境影響評価の項目の選定を行っております。

選定した項目及び選定しなかった項目が100ページ、101ページのマトリックス表で整理してございます。

選定した項目といたしましては、「大気等」「生物の生育・生息基盤」「生物・生態系」「緑」「騒音・振動」「日影」「景観」「自然との触れ合い活動の場」、101ページに行ってくださいまして、「歩行者空間の快適性」「水利用」「廃棄物」「エコマテリアル」「温室効果ガス」「エネルギー」「安全」「消防・防災」「交通渋滞」「公共交通へのアクセシビリティ」「交通安全」となっております。

選定した項目につきましては、ほかの施設とほぼ同等の項目を選定しているかと思っております。

少し特徴的なところを御説明いたしますと、102ページでございます。

選定した項目の理由でございますけれども、その中でも「景観」でございますが、項目としては選定してございますが、その中で「圧迫感の変化の程度」という予測事項につきましては、建築物の最高高さが約20m程度ということもありまして、大規模な建築物の新設を行わないということで、「圧迫感の変化の程度」は予測事項とはしていないと考えております。

選定しなかった項目とその理由が、104ページに記載させていただいております。

まず「水質等」につきましては、今回の施設からの工事中の排水につきましては、公共下水道に放流するというので、選定はしてございません。

「土壌」につきましては、計画地には有害物質の取扱事業場が存在した履歴はございません。

「水循環」につきましては、本計画の建築物につきましては、地下水流動に影響を及ぼすような地下構造物の設置は計画してございません。世田谷区の雨水流出抑制施設の設置に関する指導要綱に基づきまして雨水浸透対策を実施するという、施設の改修整備に当たりまして、既設井戸の移設を予定しておりますが、施設全体としての揚水量は現状と同程度ということ、環境確保条例に基づく揚水量の規制基準内とすること、現状においても、既存資料の結果でございますけれども、計画地周辺での地盤変動量はほとんどないということから、著しく影響を及ぼすおそれはないと考えてございます。

「史跡・文化財」につきましては、計画地内に史跡・文化財及び埋蔵文化財包蔵地は存在していません。

「土地利用」につきましては、計画地は馬事公苑内でございますので、土地利用の変化は生じない。

「地域分断」も現況と同様に新たな地域分断は生じない。

「移転」につきましても、移転は生じないというところでございます。

それ以降の「スポーツ活動」から「事業採算性」につきましては、他の施設と同様に個別会場ではなくて全体計画の中で評価をしていくことを考えてございます。

以上の選定した項目についての調査等の手法について、105ページ以降に整理させていただいております。

調査の手法といたしましては、ほかの施設と同様に、既存施設調査及び一部については現地調査を行うということでございまして、現地調査を行うものにつきまして、簡単に御説明させていただきます。

まず、「大気等」でございますけれども、現地調査といたしましては、106ページ、107ページでございます。

他の施設と同様でございますけれども、107ページをご覧くださいと、計画地の中で大気等の現況につきまして、意識調査を行う計画でございます。それと、周辺の工事用車両が走行するところにつきましては、交通量調査を行う計画にしております。

111ページの「生物・生態系」でございます。こちらの現地調査の計画が112ページ、113ページでございます。

113ページに調査地点等々を書いてございますが、計画地内全域を対象にして任意で確認するとともに、計画地の一番大きなエリアである北エリアの内部につきましては、特に鳥類ラインセンサスですとか、昆虫類のトラップですとか、そういった調査も併用して実施する予

定でございます。

続きまして、116ページが「騒音・振動」の調査の計画でございます。

117ページに調査地点を示してございますが、計画地の中で環境騒音・振動、それから周辺の道路、工事用車両が走行するルート上で、道路交通騒音・振動、交通量について調査を計画してございます。

「景観」が119ページになります。

調査の地点が121ページに示してございます。計画地周辺の各方向から、計画地の建物等々の状況が分かるような方向で写真撮影を行う計画としてございます。

続きまして、122ページが「自然との触れ合い活動の場」でございます。

123ページに調査範囲を示してございます。馬事公苑そのものが、現況で言えば自然と触れ合えるような状況でございますので、計画地の中及び周辺で存在している自然との触れ合い活動の場を示させていただいておりますけれども、上用賀公園ですとか、そういった周辺の施設につきましても、利用状況等々について確認をする計画としてございます。

124ページが「歩行者空間の快適性」になります。

125ページに周辺鉄道駅からのアクセスルートを示してございます。こちらの各アクセスルート上で、現況の歩行者空間、暑さや緑の状況などについて調査をいたす計画としてございます。

少し飛びますが、交通渋滞等々になります。

134ページからが「交通渋滞」になりますが、図面は107ページに示させていただいております。周辺の工事用車両の走行ルート上で交通量調査を実施する予定としております。

「公共交通へのアクセシビリティ」や「交通安全」につきましても同様でございます。

簡単ではございますが、調査計画書の御説明は以上となります。

○柳会長 ありがとうございます。

本日は調査計画書の説明を受ける日ということですので、本格的な審議は次回以降予定されておりますが、特に本日確認しておきたいことがございましたら、御質問をお願いいたします。

中杉委員からどうぞ。

○中杉委員 水環境の水質汚濁のところですけども、これで結構だと思うのですが、これは表流水についての議論だけをしているので、地下水汚染の可能性がこういう施設はあるのですね。厩舎がありますので、扱いがまずいと下に浸透するということが、農業地は硝酸性

窒素の地下水汚染がまま起こるものですから、そんなことは多分ないだろうと思うので、過去に東京都の地下水のモニタリングで、ここら辺とかで硝酸性窒素の地下水汚染の報告がないということだけ確認をしておいてください。説明はこれで結構だと思いますけれども、それだけちょっと懸念があります。

○柳会長 ほかにかがでしょうか。

千葉委員からどうぞ。

○千葉委員 例えば11ページとか125ページに歩行者の動線というのがあるのですが、現実の問題として、どこの駅からもかなり距離があるので、公共のバスがどう通っているかわからないのですが、馬事公苑近くのバス停の周辺がかなり混雑して問題になるのではないかと思います。その辺が全く触れていないので、どうなのでしょう。歩行者の動線だけでいいのかなという感じがします。

○臼井施設調整担当課長 その点につきましては、大会時の会場までの輸送については、現在検討しておりますので、そういった会場までのバス等の輸送等も検討していますけれども、今回の検討の内容としては歩行者の動線の確認とっておりますし、また、大会時に適切な輸送ができるように検討を進めていますので、そういった形と考えていただければと思っております。

○柳会長 谷川委員、どうぞ

○谷川委員 ちょっと確認させていただきたいのですが、馬事公苑の現在の建物は、ほとんど全部撤去して、それから新たにつくるということによろしいのでしょうか。

○臼井施設調整担当課長 9ページの図をご覧くださいと、そういう意味では残ってくる場所もございしますが、こちらのように1期工事で青い部分がつくられていまして、2期工事で赤い部分がつくられていくような形になってございます。

○柳会長 興水委員、どうぞ。

○興水委員 今と同じ質問になるのですが、5ページの計画地位置図という図面、これは現況ですよ。小さくてよく見えない部分があるのですが、これは現況だとしますと、9ページの配置図が事業計画ということになるのですが、相当変化しているのですね。青い部分、赤い部分以外の緑色の部分が現況と比べると大分様子が違うので、先ほどの中身の説明でも、枯れそうな木は伐採して云々とか、緑を相当いじるような説明になっておりますけれども、この絵で見ても、確かにそういうことが予想されるので、現況の図面をもう少し分かりやすいものを示していただくことは可能でしょうか。それがどう変化するのかと

いうあたりについて、もうちょっと知りたいのですが、いかがでしょうか。

○白井施設調整担当課長 そちらの図については、分かりやすいものを用意させていただければと思います。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。

はい、片谷委員。

○片谷委員 先ほどの千葉委員の御質問と少し関連するのですが、この計画では、現在の馬事公苑の敷地の中はいろいろ改変するけれども、周辺の道路には全く手は加えないという計画だと理解してよろしいのでしょうか。例えば、バス停の切り込みを設けたりとか、そういう道路に改変を加えるような計画はないという理解でよろしいですか。

○白井施設調整担当課長 今回のアセスの対象となっておりますのは、計画地の部分の内容になっておりますが、周辺の道路の環境等の整備については、また必要に応じて行われていくものとは思っております。

○事務局 今までいただいた御意見の補足ですけれども、まず、現況のバスに関しましては、23ページにバス路線網図ということで、周辺はバス路線がかなり発達している場所になりますので、そちらを利用しつつ、白井が申ししておりましたとおり、大会時の会場としては、別途輸送が考えられるかと思えます。

建物の撤去につきましては、苑内の建物についてはほぼ刷新されるということでJRAで計画しておりますけれども、興水委員のおっしゃったように、武蔵野の自然林というようなエリアは、ほぼほぼ現存のままということで、その横にありますグラスアリーナでありますとか、ポニーリンクといった放牧場のソメイヨシノの桜を中心としたようなエリアのあたりが施設的な部分、あるいは広場的な部分にまた変わるということで、南北のちょうど中央のゾーンが利用勝手が特に変わっていくのかな、そんな計画になっております。

周辺の道路ですけれども、世田谷区との調整の関係で、世田谷区のほうでも、例えば無電柱化ですとか、道路の拡幅とか考えていらっしゃるようですけれども、都市計画道路、あるいはそうではない道路があるようですので、この馬事公苑の今回の整備計画とは別に、馬事公苑側と土地の提供をどうするかとか、そこら辺は区とJRAさんとの協議で、別途違う場で考えていく予定にしているというお話を聞いております。

以上です。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。

片谷委員、どうぞ。

○片谷委員 今回の御回答でおおむね理解はできましたが、千葉委員がおっしゃったように、かなり駅から距離があつて、具体的な輸送計画はもっと先になってからということは了解していますけれども、バスが使われるとなると、その乗降のために周辺の道路の渋滞を招くことはやはり避けなければならないので、バスがある程度の時間、停留所にとまっても渋滞につながらないような配慮が必要になってくると思いますから、それは道路構造にかかわってくる話なので、今の御回答ですと、JRAと区の間ということではあるのですけれども、この事業はオリンピックにかかわる問題ですので、できるだけ早い時期に、そういう道路構造の改良についての計画も、単純に言えば、バス停のところだけ広げるというのが一番シンプルな対策ですので、そういう計画については、このオリンピックの事業の中でも検討はしていただくほうがいいのではないかと思います。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。

はい、谷川委員。

○谷川委員 私は比較的家が近いものですから、このあたりはよく行くところなのですが、今のバスのところは既存のところ、世田谷通りは相当混んでいまして、そのあたりはバス停のところは入れ込みがあつて、バスが駐車できるような構造にはなっておりますけれども、そのほかの道は相当狭いですので、今、片谷委員が言っていたことも含めて、やはり全体的に考えていただければと思います。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、御発言がないようですので、次の議題に移りたいと思います。

次に、議事2「海の森水上競技場について」評価書案の項目別審議に入りますが、審議は中項目ごとに行います。

初めに、大項目分類の「環境項目」における中項目「主要環境」の小項目の「大気等」についての審議を行います。

こちらは、片谷委員に検討をしていただいております。

それでは、「大気等」について事務局から説明をお願いいたします。

○川道オリパラアセスメント担当課長 それでは、「大気等」について御説明いたします。右肩に資料3-1と書かれている資料をご覧ください。

「審議資料

項目：主要環境（大気等）

担当：片谷委員」

意 見

【大気等】

工用車両の走行に伴う大気等の評価において、近接して環境影響評価条例の対象事業が計画されていることから、当該計画の影響を考慮すること。

まず、この意見につきましての補足でございますが、78ページをご覧ください。

78ページに「工用車両の走行に伴う影響の予測地点」が書かれている図面がございます。こちらに書いてありますとおり、東側のほうでは新木場若洲線がございまして、こちらで1点、ずっと西に参りまして、臨港トンネルを通過して城南島のところでNo.2ということ。あと、臨海副都心線につながる臨港道路青海縦貫線ということでNo.3、この3方向が工用車両の通行ルートになってございます。

85ページに評価の結果が書いてございます。こちらを先に読ませていただきます。

85ページの「(2) 評価の結果」の上から3行目、二酸化窒素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間98%値)に換算した値は0.047~0.048ppmでありということで、環境基準であります0.04~0.06ppmの範囲におさまっているということでございます。工用車両の走行に伴う寄与率が0.1%未満ということでございます。

「また」から先、予測した浮遊粒子状物質の将来濃度につきましては、0.052mg/m³ということでございまして、環境基準はこちらは0.10mg/m³以下ということでございますので、こちらも下回っているということです。工用車両の走行に伴う寄与率が0.1%未満ということでして、環境基準の範囲内にはおさまっていますということと、工事による影響は0.1%未満であるということで、いわゆる事業には、影響自体は問題ないかなとは考えてございます。

こちらの意見で書いております近接して環境影響評価条例の対象事業が計画されていることの説明について、26ページの図を見ながら説明させていただきます。

江東区と書かれている北側の臨海副都心の土地から地下のトンネルを通りまして、中央防波堤内側に臨港道路南北線というトンネルが設けられます。こちらは国土交通省の工事になりますけれども、これが今、条例の対象事業となっております。そのまま南に中央防波堤の内側まで来まして、トンネルを抜けた先からずっと南に下りまして、臨港道路中防内5号線、臨港道路中防外5号線、西側にL字に曲がりまして、臨港道路中防線外3号線という中央防波堤の内側と外側の道路につきましては、都の港湾局の工事ということで、こちらと同じく都の条例対象の事業が計画されております。

これらの条例対象事業につきましては、今回、我々のこのアセスの対象としています海の森水上競技場の工事と工事期間がおおむねかぶりますので、先ほど御説明した道路を同じく工事車両が通りますので、これら条例対象事業の工事用車両の影響についても配慮いただきたい、このような意見でございます。

説明は以上でございます。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、片谷委員、ただいまの説明につきまして、何か補足はございますでしょうか。

○片谷委員 先週ありましたこの委員会でも、交通関係のところと同じような話がありました。同じ趣旨でして、今、川道課長が説明してくださったとおりです。せっかく都がやっている事業ですので、今後の条例や法対象アセスの見本にもなるように、そういう近隣の事業の影響も考慮した予測評価をしていただきたいという趣旨で出させていただいた意見でございます。

ちょっと1点だけ、この海の森だけに限った話ではないのですけれども、図書の書きぶりでもう少し配慮が必要かなと思っていることがありまして、これも通常の条例や法アセスで普通に使われていることですので、それに従ってやっていただいているのですけれども、NO₂、二酸化窒素の環境基準の取り扱いで、この0.04~0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下という若干分りにくい表現に基準のほうがなっているということで、これはあたかも0.06以下であればいいと解釈されがちなのですけれども、本当はそうではなくて、もともと0.04~0.06ppmの間にある場合には、現状を維持するか、それより下げる努力をするという意味の環境基準なので、今回の案件については、もともと寄与率として0.1%ぐらいしかない予測結果ですので問題はないわけですが、0.06ppm以下であればいいということではありませんので、その辺は図書の書きぶりとして注意を払っていただきたい点であるということで、これはやはり東京都の事業で、ほかの民間事業の手本になっていただきたい点ですので、ぜひその辺の配慮をお願いしたいということを申し上げておきたいと思っております。

○柳会長 事務局からどうぞ。

○川道オリパラアセスメント担当課長 今の片谷委員の御説明について、ページを示しながら補足させていただきます。

まず、86ページの上側に表9.1-33(1)ということで、二酸化窒素の影響の評価というものがございます。この右側の「評価の指標」ということで、日平均値が0.04から0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下ということになっていまして、ゾーン内という指標の表現になって

いるのですけれども、範囲としましては、これがいわゆる環境基準の範囲ということになっていまして、0.04から0.06ppmの範囲内かそれ以下であることとなっています。

それに対しまして、85ページに1枚お戻りいただきますと、上の「(1) 評価の指標」の1行目から2行目にかけてなのですけれども、「二酸化窒素に係る環境基準について」に基づく環境基準値(0.06ppm)というこの記述が委員の御指摘の部分かと思えます。厳密に言うと、環境基準値というよりも、環境の基準として0.04～0.06ppmの範囲内かそれ以下というのが正しい表現になりますので、ここは評価書のところで補正をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○柳会長 ほかの委員、何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

御意見がないようですので、「大気等」につきましては、指摘の趣旨を評価委員会意見案に入れることといたします。

次に、中項目「生活環境」の小項目「騒音・振動」について審議を行います。

こちらは山本委員に検討をしていただいております。

それでは、「騒音・振動」について、事務局から説明をお願いいたします。

○川道オリパラアセスメント担当課長 それでは、資料3-2をご覧ください。

「審議資料

項目：生活環境（騒音・振動）

担当：山本委員」

意 見

【騒音・振動】

工事用車両の走行に伴う騒音・振動の評価において、近接して環境影響評価条例の対象事業が計画されていることから、当該計画の影響を考慮すること。

以上でございますが、こちら「大気等」と表現につきましてはほぼ同等ということでございます。内容についても同じような趣旨でございますが、念のため、該当のページについて御説明いたします。

259ページに、騒音・振動を計測している予測地点が書いてございます。「大気等」と場所は同じでございますが、新木場若洲線のところでNo.1、臨港トンネルを抜けた西側、城南島でNo.2、臨海副都心青海縦貫線のところでNo.3と、同じポイントでとってございます。同じ

ように、こちらについても条例の対象事業であります南北線のトンネル、中央防波堤内側、外側の臨港道路というものが条例対象事業でございまして、同じくそれにかかわる工事用車両が通るといこともございますので、その影響についても配慮いただきたいという趣旨でございます。

以上でございます。

○柳会長 それでは、山本委員、ただいまの説明につきまして、何か補足はございますでしょうか。

○山本委員 事務局の御説明のとおりで結構だと思います。

「大気等」と全く同じです。この南北道路と臨港道路の工事時期がほぼ同じになるということですので、これらの工事用車両の影響、あるいは累積的な影響を加味した予測を行っていただきたいということでございます。

以上です。

○柳会長 それでは、ほかに御意見、御質問はございますでしょうか。

では、事務局からどうぞ。

○川道オリパラアセスメント担当課長 同じような趣旨ですということで、ちょっと説明を省略し過ぎたところがありますので、1つ、評価の結論のところだけ、補足でこう書いていますと説明させていただきます。済みませんでした。

264ページに、評価の結果といたしまして(2)がございまして、1)が道路交通騒音、2)が道路交通振動になっていまして、表9.7-19をご覧いただければ分かるのですけれども、列で言うと右から2番目に工事用車両による増加分で1未満ということで、環境の基準を下回っていて、なおかつ寄与率、増加分は1未満と少ないということでございます。

同じく騒音につきましては、右側の表9.7-20に書いてございますけれども、同じく評価の指標に書いていますけれども、環境基準を下回っていて、なおかつ工事用車両の増加分は1未満ということで、増加分自体は低いということでございます。

以上でございます。

○柳会長 ありがとうございます。

今の補足の説明を踏まえて、何か御質問はございますか。よろしいでしょうか。

御意見がないようですので、「騒音・振動」につきましては、指摘の趣旨を評価委員会意見案に入れることといたします。

次に、中項目「アメニティ文化」の小項目「景観」「自然との触れ合い活動の場」「歩行

者空間の快適性」について審議を行います。

こちらは、「景観」については平手委員に、「自然との触れ合い活動の場」「歩行者空間の快適性」については興水委員に検討をしていただいております。

それでは、「景観」「自然との触れ合い活動の場」「歩行者空間の快適性」について、事務局から説明をお願いいたします。

○川道オリパラアセスメント担当課長 それでは、資料3-3をご覧ください。

「審議資料

項目：アメニティ・文化（景観、自然との触れ合い活動の場、歩行者空間の快適性）

担当：平手委員・興水委員」

意 見

【景観】

- 1 周辺環境との一体性を重視し、公園の豊かな緑や海の水が感じられる外観としていますが、代表的な眺望地点として設定している地点から計画建築物の様子を把握することができないため、近傍からの地点を追加すること。

【自然との触れ合い活動の場】

- 2 都民の憩いの場と周辺施設との動線や、計画地南側との連続性が確保されることから、このことについて、計画地内の歩行者動線を図示するなど、分かりやすく説明すること。

【歩行者空間の快適性】

- 3 遮熱性舗装の敷設や道路沿いに緑の帯を形成する等歩行者空間の暑さ対策について可能な限りの配慮を行うとしていることから、これらの対策を確実に実施するとともに、必要に応じてより一層の暑さ対策に努めること。

以上、3点でございます。

まず、「景観」につきまして、269ページに図9.8-1としまして景観調査地点が2点書いてございます。

まず、1点目につきましては、中央防波堤のいわゆる東西水路の東側、ゲートブリッジの上からの眺望になります。

2点目は、西側の城南島からの眺望になってございます。実際、ここから見た眺望についての絵を見ていただきたいのですが、275ページに、ゲートブリッジ側、東側から計画地を見たものが書いてございますけれども、下の現況の右下に絵があつて、計画建築物が赤色

で塗られているのですが、円形になりますので非常に小さく映っているということでございます。

1枚おめくりいただきますと、今度は城南島側、西側から見たものになるのですが、こちらでも東京湾を挟んだ円形ということになりますので、同じく右下に計画建築物が赤色で書いていますが、非常に小さいということですので、景観としまして支障がないことは分かるのですが、計画建築物について分かりづらい点があるということですので、少し近景を加えていただきたいということで意見を述べてございます。

2番目の「自然との触れ合い活動の場」につきまして、292ページの「(2) 評価の結果」の「(2) 自然との触れ合い活動の阻害又は促進の程度」の一番下から4行目に「都民の憩いの場と周辺施設との動線が確保される」ということなどが書かれてございます。

引き続いて、下から3行目に、締切堤上部に通路が整備されるということで、中央防波堤外側埋立地処分場のある計画地南側との連続性が確保される、こういったいわゆる計画地内、計画地周辺の歩行者の動線等が整備されるということが書かれています。

一方で、少しお戻りいただきまして、287ページに「自然との触れ合い活動の場までの利用経路」という図がございますけれども、こちらの図面がいわゆる歩行者の動線が書いてあるものとなるのですが、今回のこの計画地の最寄りの公共施設といいますと、環境局中防合同庁舎前というバス停になるのですが、こちらから計画地に入るまでの歩行者動線がオレンジ色の破線で書かれているのみでして、計画地の中の歩行者の動線がちょっと分かりづらいということがございますので、評価のところで書いていただいているような計画地内の歩行者動線がよくなりますよというところを、もう少し分かりやすく図示いただければいいのかなということで意見を述べてございます。

それから「歩行者空間の快適性」でございます。307ページの「評価」の「(2) 評価の結果」の「(2) 歩行者が感じる快適性の程度」ということでございます。読み上げますけれども、「アクセス経路となる歩道上の暑さ指数(WBGT)は、日影のない直射日光下では、暑さ指数(WBGT)は最大で30℃となり、熱中症がすべての生活活動でおこる危険性がある『嚴重警戒』レベルになると考える。街路樹や沿道樹木、沿道の建築物等の日影下では、暑さ指数(WBGT)が29℃程度まで低下する。」ということなんです。

その下に行きまして、「以上のことから、夏季においては歩行者空間の快適性が低下することも考えることから、計画地内における遮熱性舗装の敷設や道路沿いに緑の帯を形成する等歩行者空間の暑さ対策について可能な限り配慮を行う計画である」と書かれてございます。

この歩行者空間の快適性につきまして、暑さなのですけれども、今回の計画、いわゆる工事に伴いまして暑くなるということは当然ないのですけれども、もともと暑いところがございますので、対策が必要だということになります。対策についても、今、読み上げたとおり、いろいろ行いますよということが書かれてございますので、これを適切に実施していただきたいという趣旨でございます。

以上でございます。

○柳会長 ありがとうございます。

本日「景観」を担当の平手委員は御欠席ですが、事務局の説明のとおりと伺っております。

輿水委員、ただいまの説明につきまして、何か補足することはございますか。

○輿水委員 事務局の御説明のとおりで結構だと思いますが、24ページの絵をご覧いただくと、今、御説明がございましたように、私ども、現地調査でこの図の左上のほうでしょうか、高い建物が見えていますが、そこからずっと全体を俯瞰していたわけですが、この動線計画で言いますと、この辺にバス停ができて、ここからずっと歩いていくと、右下のほうに2つスタンドがあって、競技をご覧になる方はそこまで歩いて来るといいますので、結構距離があるということで、快適性をどう確保するかという問題。

それから、締切堤の上部を歩けるようになっていて、その南側のほうに行くと、そこにもスタンドがあって観覧できるような絵になっていますけれども、この辺の内容が現状の資料では少し不明確なので、そういうことも含めて、歩行者空間の快適性についてももう少し具体的に説明をしてください、そういう意見を申し上げました。

以上です。

○柳会長 それでは、ほかに御意見、御質問はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

御意見がないようですので、「景観」「自然との触れ合い活動の場」「歩行者空間の快適性」につきましては、指摘の趣旨を評価委員会意見案に入れることといたします。

次に、中項目「資源・廃棄物」の小項目「水利用」「廃棄物」「エコマテリアル」について審議を行います。

こちらは、谷川委員に検討をしていただいております。

それでは、「水利用」「廃棄物」「エコマテリアル」について、事務局から説明をお願いいたします。

○川道オリパラアセスメント担当課長 それでは、資料3-4をご覧ください。

「審議資料

項目：資源・廃棄物（水利用、廃棄物、エコマテリアル）

担当：谷川委員」

意見

【水利用】

- 1 雑用水には、雨水を14%利用し、残りは上水を使用する計画としているが、上水の使用量の削減に努めるとともに、更なる水の有効利用についても検討すること。

【廃棄物】

- 2 建設工事に伴い生じる廃棄物の予測において、再資源化率を「東京都建設リサイクル推進計画」の目標値と設定しているが、当該計画は平成28年4月に改定が行われたことから、実際の工事に当たっては、新しい計画の目標値を達成するよう努めること。

【廃棄物】

- 3 設備等の持続的稼働における廃棄物について、再資源化率を類似施設の実績から20%と設定しているが、当該施設はオリンピック・パラリンピックレガシーとなる施設であることから、より高い再資源化率を達成するよう努めること。

【エコマテリアル】

- 4 建設工事において、エコマテリアルの積極的な利用に努めるとともに、使用状況について確認すること。

以上、4点でございます。

まず、「水利用」でございます。315ページに予測が書いてございます。「(5) 予測結果」の下から3行目を読ませていただきます。「計画地（グラウンドスタンド棟、艇庫棟、フィニッシュタワー）にて使用する雑用水（約1万4,690m³/年）の14%を雨水でまかなう計画としている」と書かれてございます。

1枚おめくりいただきまして316ページに、今の文章で読み上げたものの図であったり、表が書いてございます。上の図の「雨水」と書かれているところをずっと下にたどっていきますと、括弧書きで「雨水の利用率：14%」と書かれてございます。これにつきまして、もう少し利用を促進していただきたいということなのですが、この評価書案で若干正しくない表現がございましたので、この場をかりて補足いたします。

今、雑用水の使用ということで、表9.11-8で、雑用水の使用量1万4,690m³/年と書かれておりまして、その下、雨水が2,067m³/年ということで14%になっているのですけれども、上

の図を見ていただきますと、「上水」と書かれているものが1万2,263m³/年ございます。この使い道としまして、グランドスタンド棟のところに3点ポチを打って、洗面・手洗い、シャワー、給湯等と書かれていますけれども、こちらは雑用水ではない、いわゆる上水としての本来の用途のものが入っているということですので、厳密に言うと、雑用水としてはこれを除いたものが正しい数字ということになりますので、雑用水の使用量としましてはもう少し量が減るのかなと思っています。その結果、雑用水の雨水利用率というもの自体は少し上がってくるのかなと思っていますけれども、細かい数字が今、手元にございませんで、評価書までにはこちらをきちんと補正をしたいと考えてございます。

いずれにしても、雨水の利用率をもう少し上げていただけるというのは望ましいこととございますので、意見としてはこのままとさせていただきたいと考えてございます。

続いて、「廃棄物」でございます。

まず、2点目につきましては、工事の建設に伴う廃棄物についての意見でございます。

327ページに東京都建築リサイクル推進計画について書かれています。左上に「建築リサイクル推進計画（平成20年4月 東京都）」と書かれていますけれども、意見に書いてあるとおり、28年4月に改定されてございます。その結果、右側の表の中の建設廃棄物全体の廃棄物量としましては、今、27年度と右側に書かれている下に2つ下がっていただきますと、建設廃棄物の都関連工事全体で98%と書かれているものが99%に引き上がる。同じく建設泥土につきましては、95%が97%に引き上がることになっておりますので、これに向けて、より一層のリサイクルを進めていただきたいということでございます。

「廃棄物」の3番は、設備等の持続的稼働における意見でございます。

334ページをご覧ください。表9.12-12に「施設等の持続的稼働における廃棄物の発生量及び再利用量」が書かれています。右側の「再利用量・再資源化率」ということで、合計に20%と書かれています。こちらは、類似の施設の現況値から持ってきている数値ということになりますので、せっかくオリンピック・パラリンピックのレガシーとなるので、これが悪いというわけではないのですけれども、より一層リサイクル率を上げていただければいいかなということで意見をつけさせていただいています。

「エコマテリアル」につきましては、こちらに書かれているとおりでございます。

以上でございます。

○柳会長 それでは、谷川委員、ただいまの説明について、何か補足はございますでしょうか。

○谷川委員 今、事務局から御説明いただいたとおりなのですが、水利用の件の14%ということについては精査をしていただくということで、趣旨としてはできるだけ有効利用を図っていくことをお願いしたいと思っております。

以上です。

○柳会長 ほかに御意見、御質問はございますでしょうか。

御意見がないようですので、「水利用」「廃棄物」「エコマテリアル」につきましては、指摘の趣旨を評価委員会意見案に入れることといたします。

次に、中項目「温室効果ガス」の小項目「温室効果ガス」「エネルギー」について審議を行います。

こちらは、野部委員に検討をしていただいております。

それでは、「温室効果ガス」「エネルギー」について、事務局から説明をお願いいたします。

○川道オリパラアセスメント担当課長 それでは、資料3-5をご覧ください。

「審議資料

項目：温室効果ガス（温室効果ガス、エネルギー）

担当：野部委員」

意 見

【温室効果ガス、エネルギー 共通】

施設の建設に当たっては、「予測に反映しなかった措置」に挙げられている環境保全措置を積極的に導入し、温室効果ガス排出量及びエネルギー使用量の更なる削減に努めること。

こちらにつきましては、共通の意見ということですので、「温室効果ガス」のページを見ながら説明させていただきます。

364ページに予測の結果が書いてございます。「表9.14-10 施設等の持続的稼働に伴う温室効果ガス排出量」ということで数字が出てございますけれども、その下の注釈「注1）エネルギーCO₂排出量原単位は、類似施設の値を使用した」ということで、今回予測に当たっては、類似施設の数値を用いまして、それに延床面積等の数値を新しく割り返して算出していることとなります。

その結果、隣の365ページの上に「ミティゲーション」ということで、（1）予測に反映しなかった措置ということで、さまざまな省エネ対策が計画されているのですが、予測

には反映されてございません。したがって、これら予測に反映しなかった措置として挙げられている省エネ対策をきちんと導入いただいて、いわゆる類似施設から試算をした今の予測結果よりもよりよい結果が出るように、積極的な導入を図っていただきたいということでございます。

「エネルギー」についても同様でございます。

以上でございます。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、野部委員、ただいまの説明につきまして、何か補足することはございますか。

○野部委員 この評価書案の書きぶりとしましては、基準となるのが集会場というカテゴリーの平均値に対して、この建物がどのくらい温室効果ガスが削減されるのか、もしくはエネルギーが削減されるのか、こういう書きぶりになっています。類似施設が、そもそも集会場というカテゴリーの中では少ないエネルギー消費、温室効果ガスの排出であったというところに論拠を置いて、この建物も少ないのだというお示しの仕方になっています。

「ミティゲーション」のところで予測に反映しなかった措置というのをごっそり、何にも反映せずに、類似施設からこの建物はそういう建物だというような説明でしかないので、これは予測に反映しなかった措置をぜひ予測に反映していただいて、定量的に評価していただきたいということでございます。

○柳会長 ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問はございますでしょうか。

片谷委員、どうぞ。

○片谷委員 今、野部委員がおっしゃられたことを、私も実はこれを見ていて非常に不思議に思ったのですが、これだけミティゲーションの措置が列挙されていて、どれも予測に反映されていないというのは非常に不思議なことで、今、この分野はかなり知見がふえてくると私は認識しているのですけれども、ですから、入れようと思ったら予測に入れられるものがかなりあるように思われますので、先ほども同じことを言いましたけれども、ほかのアセスの手本にもなるものだと思いますから、ぜひそういうものはできるだけ評価書までにやっていただきたい点だと思っております。

○野部委員 恐らくこれは評価書案をまとめる段階では何も中身は決まっていないということだと思います。評価書にはその辺はがっちり反映していただきたいと思っております。

○柳会長 ということよろしいでしょうか。

ほかに御意見ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、「温室効果ガス」「エネルギー」につきましては、指摘の趣旨を評価委員会意見案に入れることといたします。

次に、中項目「土地利用」の小項目「土地利用」について審議を行います。

こちらは、興水委員に検討をしていただいております。

それでは、「土地利用」について事務局から説明をお願いいたします。

○川道オリパラアセスメント担当課長 それでは、資料3-6をご覧ください。

「審議資料

項目：土地利用（土地利用）

担当：興水委員」

意 見

【土地利用】

本事業によりスポーツ施設が建設され、臨海部の新たな競技会場や選手村等の整備等と一体となった土地利用が図られるとしていることから、このことについて、具体的に説明すること。

以上でございます。

383ページの「評価」の「(2) 評価の結果」の2段落目、真ん中に書いてありますけれども、「本事業は、スポーツ施設を建設するものであり、臨海部の新たな競技会場や選手村等の整備等と一体となった土地利用が図られる」、この記述に対する意見になるのですけれども、この臨海部の新たな競技会場や選手村等の整備等と一体となった土地利用が図られるという表現自体は、東京都の長期ビジョンなどでうたわれているものでございまして、表現としましては、この会場特有の記述というよりは、いわゆる選手村とかも含めた臨海部全体のオリンピック・パラリンピック施設などを対象にしたもう少し広域的な表現となっております。

それに対しまして、この海の森水上競技場の会場そのものの後利用につきましても、別途、別の会議等でも検討が進められておりまして、もう少し具体的な検討の結果なども公表されているところでございますので、そういったところも引用しながら、この海の森水上競技場に合った記述をもう少し細かく書いていただけるといいのかなということで意見を述べさせていただきます。

以上でございます。

○柳会長 それでは、興水委員、ただいまの説明につきまして、何か補足をお願いいたします

す。

○興水委員 この意見をつけさせていただきました理由は、今の事務局の御説明のとおりで、そういう状況があるということなのですけれども、ここに書かれておりますように、臨海部の土地利用ということを強く意識した書きぶりになっているわけですが、そのことについての資料というか図面がいいものがないので、ほかの項目の資料を使わせていただきたいのですが、48、49ページに少し広い臨海部のいろいろな施設の図がございますので、これを使わせていただきたいと思います。

この海の森水上競技場の部分が赤く塗ってありますけれども、その上にクロスカントリー、これが先ほどの馬事公苑に移ったわけですが、これが移りますと、この海の森の部分は相当大事な緑地、レクリエーションエリアになるということが予想されます。

それから、少し北のほう、左上のほうに行きますと、有明テニスの森であるとか、ビッグサイトであるとか、あるいはお台場であるとか、そういった施設がございますし、また右上のほうに行きますと、アーチェリーの会場、アクアティクスセンターがあります。それから有明アリーナがあって、左上に選手村がある、そういうベイエリアは、オリンピックを契機に大変重要なエリアとして発展が予想されるわけでありまして、いずれにしても、オリンピック・パラリンピック後のベイエリアの大きな変化が予想されますから、このことに関して、やはりこのアセスメントの内容が重要な意味を持つと考えられますので、この具体的な説明は、こうしたベイエリアの都市機能の、言ってみれば高度化に対しても具体的に記述をしてほしい、これが将来重要な意味を持つからということで、この意見をつけたということでございます。

以上です。

○柳会長 それでは、ほかに御意見、御質問はございますでしょうか。

事務局からどうぞ。

○川道オリパラアセスメント担当課長 興水委員から、先ほど海の森水上競技場の前の議題1で、馬事公苑の調査計画書の話をした際の御説明が若干あったので、ちょっと補足させていただきます。

今、興水委員から海の森クロスカントリーコースのところ馬事公苑のほうにという話だったので、正確にはこちらのクロスカントリーコースはそのまま残っておりまして、動いた場所がちょうど図面に載っているのを御説明しますと、右上にアーチェリー会場（夢の島公園）と書かれているところとアクアティクスセンターと書かれているところのち

ようど真ん中に、ちょっと字がつぶれているのですけれども、「総合運動場」と書かれている縦長の広場があるかと思えます。このアーチェリー会場のアの字とアクアティクスセンターのタの字の間、ここがもともと馬術の会場でございました。野球などをしたりするような運動場なのですけれども、ここにあった会場が馬事公苑に移ったということでございます。

以上でございます。

○柳会長 ほかに何か御意見はございますでしょうか。

御意見がないようですので、「土地利用」につきましては、指摘の趣旨を評価委員会意見案に入れることといたします。

「海の森水上競技場」の項目別審議は一応これで以上ですけれども、よろしいでしょうか。

それでは、本案件の項目別審議は全て終了いたしましたので、引き続き、総括審議を行います。

事務局から説明をお願いいたします。

○川道オリパラアセスメント担当課長 それでは、資料4をご覧ください。

評価書案について読み上げさせていただくのですけれども、本日審議しました項目については読み上げを割愛させていただきたいと思えます。

読み上げます。

「(案)東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会海の森水上競技場実施段階環境影響評価書案について(意見)」

第1 審議経過

本評価委員会では、平成28年2月29日に「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会海の森水上競技場実施段階環境影響評価書案」(以下「評価書案」という。)について意見聴取されて以降、審議を重ね、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

第2 審議結果

評価書案は、おおむね「2020年東京オリンピック・パラリンピック環境アセスメント指針(実施段階環境アセスメント及びフォローアップ編)」に従って作成されたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、次に指摘する事項について留意し、その記載内容が充実するとともに一層理解しやすいものとなるよう努めるべきである。

【主要環境(大気等、水質等、土壌)】

(大気等)については省略いたします。

(水質等)

- ① 工事の施行中における濁り (SS) の影響の範囲を300m程度までと予測していることから、環境保全措置を徹底し、濁り (SS) の発生と影響の範囲の抑制に努め、水生生物への影響の低減を図ること。

[生態系(生物・生態系)共通]

- ② 締切堤を設置することによる、計画地内の締切堤近傍の水質への影響についても記述すること。また、水質への影響が考えられる場合には、必要に応じて適切な環境保全措置を講じること。
- ③ 開催後の設備等の持続的稼働において、水門は開放状態として予測を行い、締め切られた際は水質保持のためポンプによる海水交換を行うとしていることから、設置するポンプの揚排水量の考え方等について、詳細に記述すること。

(土壌)

工事中に土壌汚染が確認された場合には、適切な土壌汚染対策を講じるとともに、その内容をフォローアップ報告書において明らかにすること。

【生態系 (生物の生育・生息基盤、生物・生態系、緑)】

(生物の生育・生息基盤、生物・生態系、緑 共通)

計画地における緑の維持管理の方法について具体的に記述するとともに、フォローアップ調査において、植栽後の樹木の状況、維持管理の実施状況を確認し、必要に応じて更なる環境保全のための措置を検討すること。

(生物・生態系)

- ① 現地調査では鳥類などの注目される種が確認されていることから、フォローアップ調査において、事業の実施に伴う影響を調査し、必要に応じて更なる環境保全のための措置を検討すること。
- ② 工事の施行中における濁り (SS) の影響の範囲を300m程度までと予測していることから、環境保全措置を徹底し、濁り (SS) の発生と影響の範囲の抑制に努め、水生生物への影響の低減を図ること。

[主要環境 (水質等) 共通]

【生活環境 (騒音・振動)】につきましては、省略いたします。

【アメニディ・文化 (景観、自然との触れ合い活動の場、歩行者空間の快適性)】につ

ましても、省略いたします。

続く【資源・廃棄物（水利用、廃棄物、エコマテリアル）】についても省略いたします。

引き続き【温室効果ガス（温室効果ガス、エネルギー）】、下の【土地利用（土地利用）】につきましても省略いたします。

【安全・衛生・安心（安全、消防・防災）】

（安全）

アクセス経路のバリアフリー化が十分ではないなど、歩行者の安全が確保されていないことから、整備に当たっては策定が進められている「Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドライン」に基づき、だれもが安全に利用できるよう努めること。

（消防・防災）

高潮への対策として競技場全体を防護できる施設としているが、この施設における対策について具体的に説明すること。

【交通（交通渋滞、交通安全）】

（交通渋滞、公共交通へのアクセシビリティ、交通安全共通）

計画地の周辺には多くの工事用車両の走行が考えられることから、安全走行の徹底を図ることはもとより、これらの車両が市街地で待機や違法駐車等をするのがないよう、運転者への指導を徹底するなど、必要な環境保全措置を講じ、周辺地域におけるより一層の交通の円滑化及び交通安全の確保に努めること。

（交通渋滞）

近接して環境影響評価条例の対象事業が計画されていることから、工事に当たっては、当該事業者等と十分な協議を行い、事業の実施に伴う工事用車両の影響をできる限り低減するよう努めること。

審議の経過は「付表」のとおりでございます。

とじが3ページと4ページが逆になっていたようで、失礼いたしました。

説明については以上でございます。

○柳会長 ただいまの説明について、何か御質問等がございますでしょうか。

特に御意見がないようですので、ただいま事務局が朗読した案文のとおり、本委員会の意見としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○柳会長 ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

事務局で、意見書のかがみを配付してください。

(意見書かがみ文配付)

○柳会長 それでは、「評価委員会意見」を読み上げてください。

○川道オリパラアセスメント担当課長 それでは、今、お配りしましたかがみを読み上げさせていただきます。

28東環評第3号

平成28年6月23日

東京都環境局長

遠藤 雅彦 殿

2020年東京オリンピック・パラリンピック

環境アセスメント評価委員会会長 柳 憲一郎

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会

海の森水上競技場実施段階環境影響評価書案について（意見）

平成28年2月29日付27環総政第1009号で意見聴取があったこのことについて、当評価委員会の意見は別紙のとおりです。

別紙につきましては、先ほど読み上げましたとおりでございます。

以上でございます。

○柳会長 ただいま朗読しましたとおり、「評価委員会意見」を東京都環境局長に提出することといたします。

次に議事3「その他」について、事務局から説明をお願いいたします。

○川道オリパラアセスメント担当課長 「その他」でございます。資料5としまして、「指針及び要綱の改正について」でございます。

まず、読み上げさせていただきます。

1 改正理由

大会名称等の表記に関する東京2020組織委員会の通知を踏まえ、「2020年東京オリンピック・パラリンピック環境アセスメント指針（実施段階環境アセスメント及びフォローアップ編）」及び「2020年東京オリンピック・パラリンピック環境アセスメント評価委員会の設置及び運営に関する要綱」の該当部分を改正する。

2 改正内容

(旧) 2020年東京オリンピック・パラリンピック

(新) 東京2020オリンピック・パラリンピック

3 改正日

平成28年6月24日

ということでございます。内容につきましては、書いてあるとおり、昨年末に都の組織委員会のほうから、いわゆる東京2020年のオリンピックの表記を統一したいということで、御協力をお願いしますということが都のほうにも依頼といたしますか、案内がございましたので、6月28日で今の評価委員会の委員の皆様が一区切りしまして、29日から新しい任期を迎えるといういいタイミングでございますので、このタイミングに評価委員会の名称、それからいわゆる今回のアセスメントの指針、これらについても表記を統一したいということでございます。

改正日につきましては、明日24日を予定しているということでございます。

以上でございます。

○柳会長 今回の説明について、何か質問はございますか。よろしいでしょうか。

ほかに御質問はございますでしょうか。

ほかに御発言がないようですので、これをもちまして本日の評価委員会は終了させていただきます。

(午前11時22分閉会)